

第 1 1 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

教育長 大津 秀明

提案理由

不登校児童生徒訪問指導事業を学校教育課の分掌事務とするため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する

別表第1学校教育課の項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

久留米市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

現行			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
組織		分掌事務	組織		分掌事務
部	課等		部	課等	
教育 部	学校教 育課	(1) 学校教育の計画及び指導に関する こと。 (2) 学校人権・同和教育に関する こと。 (3) 教科用図書 <small>の採択及び無償給与に 関すること。</small> (4) 就学事務に関する こと。 (5) 通学区域に関する こと。 (6) 教材教具に関する こと。 (7) 久留米市奨学金に関する こと。 (8) 学校の事務管理の総括に関する こと（他課が所管するものを除く。） (9) 学校施設（高等学校施設を除く。） の使用許可に関する こと。	教育 部	学校教 育課	(1) 学校教育の計画及び指導に関する こと。 (2) 学校人権・同和教育に関する こと。 (3) 教科用図書 <small>の採択及び無償給与に 関すること。</small> (4) <u>不登校児童生徒の生活指導及び援 助に関する</u> こと。 (5) 就学事務に関する こと。 (6) 通学区域に関する こと。 (7) 教材教具に関する こと。 (8) 久留米市奨学金に関する こと。 (9) 学校の事務管理の総括に関する こと（他課が所管するものを除く。） (10) 学校施設（高等学校施設を除く。） の使用許可に関する こと。

第 1 2 号議案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

教育長 大津 秀明

提案理由

子ども未来部職員の補助執行事務としていた不登校児童生徒訪問指導事業の補助執行を解除するため、規則の一部を改正しようとするものである。

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
(平成14年久留米市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改
正する。

別表子ども未来部職員の補助執行事務の項中第1号を削り、第2号
を第1号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則 新旧対照表

現行		改正後	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
区分	補助執行事務	区分	補助執行事務
子ども未来部 職員の補助執 行事務	(1) 不登校児童生徒の生活指導及 び援助に関する <u>こと。</u>	子ども未来部 職員の補助執 行事務	(1) 適応指導教室の運営に関する こと。
	(2) 適応指導教室の運営に関する こと。		

第 13 号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 28 日

教育長 大津 秀明

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 14 条の 3 第 3 項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、特別支援学校 1 校、高等学校 2 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日
	別府 弥生	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長（代行）	
	北島 香代子	(株)九州総合保険センター代表取締役	
	宮崎 智美	青翠法律事務所 弁護士	
	轟 照隆	P T A会長	
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元P T A会長	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	
	角 栄子	(株)角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長	
	緒方 徹	(有)緒方板金社長 中小企業家同友会久留米副支部長	
	松隈 敏昭	合川校区人権啓発推進協議会会長	
	田坂 公	福岡大学商学部教授	
久留米特別 支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長	
	深川 和美	元P T A会長 N P O法人フレンドスクール理事	
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者	
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長	
	長井孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	※別府 弥生	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長(代行)
	古賀 三貴	(有)ノーブル代表取締役	※北島 香代子	(株)九州総合保険センター代表取締役
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	※宮崎 智美	青翠法律事務所 弁護士
	萬代 良重	久留米商業高等学校同窓会代議員	※轟 照隆	P T A会長
			※大藪 志保子	久留米大学法学部准教授
南筑高等学校	野瀬 修一	元P T A会長	野瀬 修一	元P T A会長
	田坂 公	久留米大学商学部教授	※狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	(株)角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会副会長	角 栄子	(株)角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長
	緒方 徹	(有)緒方板金社長 中小企業家同友会久留米副支部長	緒方 徹	(有)緒方板金社長 中小企業家同友会久留米副支部長
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長	※松隈 敏昭	合川校区人権啓発推進協議会会長
			※田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長
	深川 和美	元P T A会長 N P O法人フレンドスクール理事	深川 和美	元P T A会長 N P O法人フレンドスクール理事
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長
			※長井孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則（一部抜粋）

（学校評議員）

第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則（一部抜粋）

（学校評議員）

第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程（一部抜粋）

（組織）

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

（学校評議員の任期等）

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 4 号議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

教育長 大津 秀明

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の任期が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって満了するので、その委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
江藤 洋子	西国分	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	松石 清亮	篠山	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31
松本 征子	西国分		松本 純一	京町	
本田 臣	西国分		坂井 ふち子	京町	
権藤 宏一	西国分		山下 みゆき	南薫	
良永 尚史	荘島		村井 健太郎	南薫	
辻上 淳子	荘島		小川 直樹	南薫	
内田 美和子	日吉		高田 忠實	鳥飼	
	日吉		中山 良彦	鳥飼	
田中 紀美代	篠山		小川 初代	鳥飼	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
秋山 智彦	長門石	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	豊福 哲治	山川	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31
吉田 紀子	長門石		池淵 さをり	山川	
清原 稔大	小森野		石橋 良子	御井	
伊福 恵里	小森野		江藤 和代	御井	
高松 信子	金丸		矢野 彰	御井	
富安 多恵子	金丸		田中 千浪	合川	
吉川 栄樹	金丸		寺田 耕一	合川	
森山 英司	金丸		岡 和子	合川	
上赤 俊昭	東国分		吉岡 哲也	合川	
田中 真二	東国分		今川 清	上津	
井手 光宏	東国分		中尾 忠市	上津	
笠 純代	東国分		村山 一也	上津	
矢島 俊夫	南		乙丸 伸雄	上津	
檜原 美香	南		梅野 忠光	高良内	
村坂 康信	南		堀川 成子	高良内	
泉 明子	南	近藤 誠	高良内		

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
陣内 博	宮ノ陣	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	金子 政隆	善導寺	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31
山口 高洋	宮ノ陣		草場 由美	大橋	
石山 育代	宮ノ陣		秋永 芳松	大橋	
小屋松 幸子	山本		得丸 繕嗣	青峰	
井上 隆一	山本		河野 英樹	青峰	
執行 敬史	草野		上野 慶三	津福	
合原 一範	草野		田中 秀和	津福	
谷 敬子	荒木		津留崎 みゆき	津福	
池田 千年	荒木		村上 里子	津福	
一木 美香	荒木		岡 義國	田主丸	
緒方 勉	荒木		久保田 直子	田主丸	
古賀 英明	大善寺		大熊 友啓	水縄	
椿原 武	大善寺		南蘭 浩一	水縄	
亀山 保典	安武		澤田 幸雄	川会	
原口 吉郎	安武		郷原 詔之	川会	
高田 美保子	善導寺		古賀 学	船越	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
田中 秀一	船越	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	渡邊 利茂枝	浮島	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31
小西 裕也	水分		松延 安幸	下田	
光行 康秀	水分		大津 美弥	下田	
浦 浩隆	竹野		野口 寿穂	城島	
原 光明	竹野		渡邊 久子	城島	
田中 昭則	柴刈		塩塚 忠臣	江上	
牟田 幸宏	柴刈		過能 香織	江上	
黒岩 晴夫	弓削		富田 正孝	青木	
轟 俊治	弓削		吉武 敦子	青木	
古賀 治寿	大城		樋掛 保	犬塚	
川原 真一	大城		堤 信也	犬塚	
森川 誠	北野		田川 隆博	三瀨	
古賀 喜美子	北野		田原 直	三瀨	
田村 陽介	金島		高山 裕明	西牟田	
原 整	金島		山下 和代	西牟田	
江島 利孝	浮島				

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
西国分	江藤 洋子	西国分	江藤 洋子
西国分	松本 征子	西国分	松本 征子
西国分	本田 臣	西国分	本田 臣
西国分	権藤 宏一	西国分	権藤 宏一
荘島	本村 和也	荘島	※ 良永 尚史
荘島	亀川 範子	荘島	※ 辻上 淳子
日吉	内田 美和子	日吉	内田 美和子
日吉	—————	日吉	—————
篠山	田中 紀美代	篠山	田中 紀美代
篠山	松石 清亮	篠山	松石 清亮
京町	松本 純一	京町	松本 純一
京町	坂井 ふぢ子	京町	坂井 ふぢ子
南薫	高倉 康次郎	南薫	※ 山下 みゆき
南薫	田中 洋子	南薫	※ 村井 健太郎
南薫	小川 直樹	南薫	小川 直樹
鳥飼	浅野 四十勝	鳥飼	※ 高田 忠實
鳥飼	中山 良彦	鳥飼	中山 良彦
鳥飼	小川 初代	鳥飼	小川 初代
長門石	秋山 智彦	長門石	秋山 智彦
長門石	吉田 紀子	長門石	吉田 紀子
小森野	笠 美幸	小森野	※ 清原 稔大
小森野	高田 善信	小森野	※ 伊福 恵里
金丸	高松 信子	金丸	高松 信子
金丸	富安 多恵子	金丸	富安 多恵子

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金丸	吉川 栄樹	金丸	よしかわ ひでき 吉川 栄樹
金丸	森山 英司	金丸	もりやま えいじ 森山 英司
東国分	上赤 俊昭	東国分	かみあか としあき 上赤 俊昭
東国分	田中 真二	東国分	たなか しんじ 田中 真二
東国分	井手 光宏	東国分	い で みつひろ 井手 光宏
東国分	笠 純代	東国分	りゅう すみよ 笠 純代
南	矢島 俊夫	南	やじま としお 矢島 俊夫
南	今村 浅茅	南	※ ならはら みか 檜原 美香
南	村坂 康信	南	むらさか やすのぶ 村坂 康信
南	泉 明子	南	いずみ あきこ 泉 明子
山川	豊福 哲治	山川	とよふく てつじ 豊福 哲治
山川	池淵 さをり	山川	いけぶち さをり 池淵 さをり
御井	石橋 良子	御井	いしはし よしこ 石橋 良子
御井	江藤 和代	御井	えとう かずよ 江藤 和代
御井	矢野 彰	御井	や の あきら 矢野 彰
合川	田中 千浪	合川	たなか ちなみ 田中 千浪
合川	芝原 大介	合川	※ てらだ こういち 寺田 耕一
合川	岡 和子	合川	おか かずこ 岡 和子
合川	吉岡 哲也	合川	よしおか てつや 吉岡 哲也
上津	今川 清	上津	いまがわ きよし 今川 清
上津	中尾 忠市	上津	なかお ただいち 中尾 忠市
上津	村山 一也	上津	むらやま かずや 村山 一也
上津	乙丸 伸雄	上津	おとまる のぶ お 乙丸 伸雄
高良内	梅野 忠光	高良内	うめ の ただみつ 梅野 忠光

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
高良内	堀川 成子	高良内	ほりかわ しげこ 堀川 成子
高良内	近藤 誠	高良内	こんどう まこと 近藤 誠
宮ノ陣	陣内 博	宮ノ陣	じんのうち ひろし 陣内 博
宮ノ陣	山口 高洋	宮ノ陣	やまぐち たかひろ 山口 高洋
宮ノ陣	石山 育代	宮ノ陣	いしやま やすよ 石山 育代
山本	小屋松 幸子	山本	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子
山本	井上 隆一	山本	いのうえ りゅういち 井上 隆一
草野	執行 敬史	草野	しぎょう たかし 執行 敬史
草野	緒方 順一	草野	※ ごうばる かずのり 合原 一範
荒木	谷 敬子	荒木	たに けいこ 谷 敬子
荒木	池田 千年	荒木	いけだ ちとし 池田 千年
荒木	一木 美香	荒木	いちき みか 一木 美香
荒木	緒方 勉	荒木	おがた つとむ 緒方 勉
大善寺	川原 誠治	大善寺	※ こが ひであき 古賀 英明
大善寺	椿原 武	大善寺	つばきはら たけし 椿原 武
安武	亀山 保典	安武	かめやま やすのり 亀山 保典
安武	原口 吉郎	安武	はらぐち よしろう 原口 吉郎
善導寺	高田 美保子	善導寺	たかだ みほこ 高田 美保子
善導寺	金子 政隆	善導寺	かねこ まさたか 金子 政隆
大橋	草場 由美	大橋	くさば ゆみ 草場 由美
大橋	秋永 芳松	大橋	あきなが よしまつ 秋永 芳松
青峰	得丸 繕嗣	青峰	とくまる よしつぐ 得丸 繕嗣
青峰	河野 英樹	青峰	かわの ひでき 河野 英樹
津福	上野 慶三	津福	うえの けいぞう 上野 慶三

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
津福	田中 秀和	津福	たなか ひでかず 田中 秀和
津福	津留崎 みゆき	津福	つる きき 津留崎 みゆき
津福	—————	津福	※ むらかみ さとこ 村上 里子
田主丸	岡 義國	田主丸	おか よしくに 岡 義國
田主丸	久保田 直子	田主丸	くぼ た なおこ 久保田 直子
水縄	大熊 友啓	水縄	おおくま ともひろ 大熊 友啓
水縄	南 蘭 浩一	水縄	みなみぞの こういち 南 蘭 浩一
川会	澤田 幸雄	川会	さわだ ゆきお 澤田 幸雄
川会	石井 誠	川会	※ ごうほら のりゆき 郷原 詔之
船越	草野 雅子	船越	※ こ が まなぶ 古賀 学
船越	田中 秀一	船越	たなか ひでいち 田中 秀一
水分	小西 裕也	水分	こにし ひるえ 小西 裕也
水分	光行 康秀	水分	みつゆき やすひで 光行 康秀
竹野	右田 英訓	竹野	※ うら ひろたか 浦 浩隆
竹野	原 光明	竹野	はら みつあき 原 光明
柴刈	高山 孝俊	柴刈	※ たなか あきのり 田中 昭則
柴刈	牟田 幸宏	柴刈	む た ゆきひろ 牟田 幸宏
弓削	黒岩 晴夫	弓削	くろいわ はるお 黒岩 晴夫
弓削	轟 俊治	弓削	とどろき としはる 轟 俊治
大城	古賀 治寿	大城	こ が はるひさ 古賀 治寿
大城	小坪 貴之	大城	※ かわほら しんいち 川原 真一
北野	森川 誠	北野	もりかわ まこと 森川 誠
北野	古賀 喜美子	北野	こ が き み こ 古賀 喜美子
金島	馬場 量経	金島	※ たむら ようすけ 田村 陽介

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金島	原 整	金島	ほら ひとし 原 整
浮島	江島 利孝	浮島	えしま としたか 江島 利孝
浮島	渡邊 利茂枝	浮島	わたなべ ともえ 渡邊 利茂枝
下田	寺崎 秀男	下田	※ まつのぶ やすゆき 松延 安幸
下田	大津 美弥	下田	おおつ みや 大津 美弥
城島	野口 寿穂	城島	のぐち ひさお 野口 寿穂
城島	中島 辰昭	城島	※ わたなべ ひさこ 渡邊 久子
江上	塩塚 忠臣	江上	しおつか ただおみ 塩塚 忠臣
江上	過能 香織	江上	かのう かおり 過能 香織
青木	富田 正孝	青木	とみた まさたか 富田 正孝
青木	吉武 敦子	青木	よしたけ あつこ 吉武 敦子
犬塚	樋掛 保	犬塚	ひがけ たもつ 樋掛 保
犬塚	堤 信也	犬塚	つづみ しんや 堤 信也
三瀨	田川 隆博	三瀨	たがわ たかひろ 田川 隆博
三瀨	田原 直	三瀨	たはら すなお 田原 直
西牟田	喜田 すみ子	西牟田	※ たかやま ひろあき 高山 裕明
西牟田	山下 和代	西牟田	やました かずよ 山下 和代

※は、新任委員

○スポーツ基本法（一部抜粋）

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○久留米市スポーツ推進委員に関する規則（一部抜粋）

（職務）

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H30.2.21からH30.3.20 受付分まで
 ※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成30年3月22日(木)23日(金)17時30分～18時30分	ハニーズダンススクール無料体験会	城島保健福祉センター指定管理者九州ビルサービス・シンコースポーツ共同体	城島保健福祉センター「城島げんきかん」	後援	城島総合支所文化スポーツ課
2	平成30年3月24日(土)、31日(土) ①10時～15時 ②11時～11時50分	子ども英会話無料体験会	城島保健福祉センター指定管理者九州ビルサービス・シンコースポーツ共同体	城島保健福祉センター「城島げんきかん」	後援	城島総合支所文化スポーツ課
3	平成30年6月20日(水)～21日(木) 10:00～16:00	平成30年度教育・文化事業「子どものためのクラシックコンサート」	一般財団法人福岡県教職員互助会	石橋文化ホール	後援	学校教育課
4	平成30年8月18日(土)～19日(日) 10:00～16:30	2018夏 たのしい授業フェスタ	福岡・仮説実験授業研究会	クローバープラザ(福岡県春日市)	後援	学校教育課
5	平成30年6月7日(木)10:30～6月8日(金)11:45	平成30年度九州地区特別支援学校知的障害教育学校長会総会並びにPTA連合会理事会・研究協議会「福岡大会」	九州地区特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会	ホテルニューオータニ博多	後援	学校教育課
6	平成30年4月15日(日) 10:00～15:30	久留米連合文化会第64回茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ大会議室(5階)、中会議室(4階)、和室(4階)	後援	生涯学習推進課
7	平成30年4月20日(金)～6月10日(日) 表彰式:8月6日(月)	「夾竹桃物語ーわすれていてごめんね」絵画・書道・読書感想文コンクール2018	「夾竹桃物語ーわすれていてごめんね」絵画・書道・読書感想文事務局	コンクール:「夾竹桃物語」事務局 表彰式典:リーガロイヤルホテル広島	後援	生涯学習推進課
8	平成30年4月21日(土)、22日(日) 10:00～16:00	石橋文化センター こどもスケッチ大会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内、久留米市美術館1階	後援	生涯学習推進課
9	平成30年4月29(祝)～5月20日(日) 10:00～17:00	石橋文化センター春のバラフェア2018	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内、久留米市美術館1階、石橋文化会館、楽水亭	後援	生涯学習推進課
10	表彰式 平成30年5月13日(日) 13:00～14:00	第52回「わたしの家族絵画コンクール(旧・わたしのお母さん絵画コンクール)」	毎日新聞西部本社	岩田屋本店	後援	生涯学習推進課
11	平成30年5月19日(土) 17:00～20:00	久留米市民オーケストラ第30回定期演奏会	久留米市民オーケストラ	久留米シティプラザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	平成30年5月26日(土) 10:30~16:30	「さとにきたらええやん上映 会in久留米」	ボナペティ	えーるピア久留米 210・211研修室	後援★	生涯学習推 進課
13	平成30年6月5日(火) ~6月10日(日) 10:00~17:00 (最終日は16:00まで)	第12回 久留米連合文化 会工芸部会員作品展	久留米連合文化会	えーるピア久留米 2 階市民ギャラリー	後援	生涯学習推 進課
14	平成30年9月29日(土) 15:00~17:00 開場14:00	第27回チャリティコンサート ユーリ・バシュメット&モスク ワ・ソロイスト演奏会 ヴァイオリン三浦文彰	活水同窓会筑後支部	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
15	平成30年11月17日(土) ~11月18日(日) 9:00~17:00	第1回ニツタク杯久留米オー プン小学生卓球大会	久留米市卓球協会	久留米スポーツセン ター体育館	後援	体育スポー ツ課
16	平成30年3月21日(水) ~3月31日(土) 9:00~18:00	第142回九州地区高等学校 野球福岡大会	福岡県高等学校野球連 盟	久留米市野球場	後援	体育スポー ツ課
17	平成30年5月13日(日) ~5月20日(日) 10:00~	第14回久留米市ユ一・エ ス・イーカップ国際女子テニ ス2018	久留米市テニス協会国 際大会実行委員会	久留米市新宝満川テ ニスコート	後援	体育スポー ツ課

平成30年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
田中 良介 議員	5 教育問題について
石井 俊一 議員	6 教育問題について
田中 多門 議員	6 教育行政に対する基本的姿勢と今後の取り組みについて
坂井 政樹 議員	1 檜原市政の継承・発展について (7) 教育行政について
<個人>	
塚本 篤行 議員	1 制服や学用品のリユースについて 2 中学校の武道について
早田 耕一郎 議員	2 校舎改築中の児童生徒のケアについて
山下 尚 議員	3 市立小・中学校、高校での心肺蘇生教育について
金子 むつみ 議員	1 奨学金制度拡充について
吉富 巧 議員	3 児童・生徒へのSNS教育・指導について
石井 秀夫 議員	3 学校教育について (1) 児童生徒の学力について (2) 外国語教育について

(教育部関係)

代表

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 5 教育問題について

【質問趣旨】 第3期久留米市教育改革プランにおける子どもたちの道徳性の現状と道徳教育の取組について問う。

- 【回答要旨】
- 1 基本的な考え方
第3期久留米市教育改革プランでは、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標に掲げています。
この目標は、他者への思いやりや、生命や人権を尊重する心、ルールを守る規範意識などに基づく豊かな人間性を育むことで達成できるものと考えています。
 - 2 久留米市の児童生徒の道徳性の現状について
本年度の全国学力・学習状況調査の結果では「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「人が困っているときは、進んで助けていますか」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という道徳性に係る質問に対し、「当てはまる」などと肯定的に回答した児童生徒の割合が、いずれも8割から9割程度に達し、概ね全国平均と同じ水準でした。
こうした結果から、久留米市の児童生徒の道徳性は、高い水準で育まれているものと考えています。
 - 3 道徳教育の取組について
道徳教育の取組は、道徳の時間を中心として、学校の教育活動全体で行っており、望ましい行動を自ら考え、実行しようとする意欲を高める指導を行っています。
また、様々な学校行事での異学年との関わりや、高齢者や幼児など異なる世代とのふれ合いを通して、一人ひとりが役割をもって協力することで責任感や自己有用感を醸成し、道徳性の育成に努めています。

2回目

【質問趣旨】 新しい道徳の特色と今後どのような授業を行っていかようとしているのかについて問う。

【回答要旨】

1 新しい道徳科の特色

学習指導要領の改訂により、小学校は平成30年度、中学校は31年度から、これまでの「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」いわゆる「道徳科」となります。

これは、答えが一つではない課題に、児童生徒が自らの問題と捉えて向き合おうとする態度を育むため「考え、議論する道徳」への転換を図るものです。そして、発達段階に応じ「思いやりや感謝」「社会正義や公正公平」などの道徳的価値について理解を深め、いじめ問題などに関する実践につながる学びを行います。

2 新しい道徳の授業に向けて

現在、各学校での指導計画の策定とそれを活用した校内研修の実施、授業づくりのポイントを示したパンフレットの配布などを通して、本年4月からの効果的な授業の実施に向け、準備を行っています。

市教育委員会としましては、道徳教育によって育まれる思いやりや感謝の心、感動する心が「ふるさと久留米への誇りと愛着を持ったくるめっ子の育成」につながるよう取り組んでいきます。

【質問議員】 石井 俊一 議員

【質問要旨】 6 教育問題について

【質問趣旨】 久留米市の教育課題の第1は、小学校の小規模化の課題である。今後どのように対応していかれるお考えか。

【回答要旨】

1 教育問題の基本認識について

「生きる力」を育む学校教育を保障する観点から、次代を担う子ども達にとって、よりよい教育環境を整備し、提供していくことは、久留米市の教育行政に課せられた重要な責務の一つであると認識しています。

2 小学校小規模化の課題認識について

全国的に少子化が進行する中で、久留米市の小学校においては、ここ数年は、本市の定住促進策などにより、児童数が増加しているものの、昭和57年のピーク時と比べると、現在は約60%の約1万6,700人にまで減少しています。さらに、国の推計によりますと、今後も減少傾向は続き、22年後には、現在より約30%減少するとされています。

このように、小学校の小規模化が進行する中で、様々な教育的課題が顕在化してきたことから、これまで市教育委員会では、「小規模特認校制度」の導入や、「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定に向けて、小学校の統合を含めた継続的な協議が行われてきたと聞いています。

一方で、教育的課題を解消するために小学校を統合しますと、学校教育に留まらず、校区コミュニティをはじめ、社会教育や防災といった市民生活に広範な影響を与えるものと認識しています。

3 今後の取り組みについて

小学校の小規模化の対応にあたりましては、まちづくりにおける諸課題について、庁内関係部局間で緊密な連携を図り、速やかに協議、検討を行った上で、市議会をはじめ、関係者の皆さまとも十分な協議を重ねながら、できるだけ早い時期に、具体的な方向性をお示ししたいと考えています。

【質問議員】 田中 多門 議員

【質問要旨】 6 教育行政に対する基本的姿勢と今後の取り組みについて

【質問趣旨】 檜原前市長の継承を掲げた上で、「暮らし・教育の久留米」という公約実現を図るための教育行政に対する市長の基本的な姿勢と今後の取組について、どのようにお考えかお伺いする。

【回答要旨】 1 教育に関する大綱について

教育は、人々の多様な個性や能力を開花させ、社会全体を発展させる基盤となる重要なものであると認識しており、私の公約の中にも「暮らし・教育の久留米」を掲げております。

久留米市における教育に関する大きな方針を示した教育に関する大綱は、総合教育会議での市長と教育委員会との協議を経て、平成27年度に策定されました。

大綱では、国際化に対応した外国語教育の充実等、今後の地域社会の発展を担う子どもたちへの教育に不可欠な要素が盛り込まれており、市教育委員会では、第3期久留米市教育改革プランに基づき、大綱の具現化のために、様々な施策を推進しているところです。

2 基本的な姿勢について

教育は政治的中立性と安定性の確保が求められ、市長と教育委員会はそれぞれの権限の範囲内において、その事務を執行します。

したがって、教育における市長の役割は、教育長や教育委員の任命や財政面、人材面等での支援を行うことであると認識しています。

3 今後の取組について

教育分野においては、小学校での外国語教育の教科化や、ICTを活用した教育の強化が今後の大きな課題であると捉えています。こうした課題に対応するために、まずは、教育委員会と協議を行う総合教育会議を開催し、教育に関する課題やその対応方針、施策の財政負担等の視点から、教育委員会と認識を共有し、連携していきたいと考えています。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 1 檜原市政の継承・発展について
(7) 教育行政について

【質問趣旨】 ①久留米市がこれまで取り組んできた特色ある教育の重要性をどのように認識しているか。
②市長は、特色ある教育の今後の充実に向け、その役割をどのように果たしていくお考えか。

【回答要旨】 1 特色ある教育の重要性に対する認識

元気なまちづくりを推進するためには、子どもたちが郷土に誇りと愛着を持ち、夢や希望を叶えられる教育を展開していくことが重要であると考えています。特に、「理科教育の推進」や「くるめ学」といった取組は、ものづくりとその基礎になる科学のおもしろさや、発明家や起業家を数多く輩出したふるさと久留米を学ぶ特色ある教育となっています。

こうした取組が、久留米のものづくりの伝統を引き継ぎ、新たな産業の担い手育成の推進力となることで、久留米ブランドの向上に寄与し、「住みやすさ日本一」のまちづくりにつながると考えています。

2 特色ある教育の充実に向けた市長の役割について

教育における市長の役割は、教育の政治的中立性と継続性・安定性の確保に留意しつつ、教育委員会が行う施策に対し、財政面や人材面での支援を行うことです。

今後もこれまでと同様、総合教育会議での協議を踏まえ、教育委員会と連携しながら、「理科教育の推進」や「くるめ学」といった特色ある取組がさらに充実するよう、しっかりと支援していきたいと考えています。

個人

【質問議員】 塚本 篤行 議員

【質問要旨】 1 制服や学用品のリユースについて

【質問趣旨】 制服等のリユースについては、貧困対策として、必要な施策であると思うが、市教育委員会の基本的な考えと現状を問う。

【回答要旨】 1 リユースの取組についての基本的な考え方

中学校入学の際には、制服の他にも体操服やカバンなどの学用品が必要となり、これらに対する経費は、経済的に厳しい世帯にとって、負担になると考えております。

久留米市では、入学時に必要な経費負担を軽減するため、生活保護や就学援助制度による支援を行っているところですが、制服や学用品のリユースの取組は、経済的な支援の他、物を大切に作る観点からも、重要なことであると考えております。

2 リユースの取組の現状について

現在、市内すべての中学校において、新入生や転入生の負担を軽減するために、卒業生に制服の提供を依頼して、リユースに取り組んでおります。

また、PTAや地域の青少年育成団体が主体となったり、保護者同士が協力したりして制服などを収集して提供できるようにしている校区もあります。

収集方法については、卒業式や文化祭の折に保護者に対して直接お願いしたり、卒業前に文書で依頼したりするなどして、制服や体操服をはじめ、通学バッグ、体育館シューズ、ヘルメット、防寒具などが各学校で集められています。そして、必要としている生徒に対しては、心情面での個別的な配慮を十分に行いながら、リユース品の提供をしているところです。

2回目

【質問趣旨】 制服等のリユースについて、地域で様々に取り組もうとしているが、行政として、取り組むべきではないか。また、直接取り組まないとしても支援はできると思うがどうか。

【回答要旨】 各学校で使用している制服やバッグ、シューズ等のデザインや型は学校によって異なっています。

したがって、できるだけニーズに応じた量やサイズを確保し、提供できるようにするには、生徒にとって身近な各学校やPTA、校区の保護者や地域の青少年育成団体などが主体的に取り組んでいくことが望ましいと考えております。

市教育委員会としましても、リユースの取組の重要性を踏まえ、広く市民の皆様にも、このような学校や地域の取組について広報し、リユース品を提供していただくような働きかけを行っていくとともに、学校等からの相談に適切に対応していきたいと考えております。

- 【質問議員】 塚本 篤行 議員
- 【質問要旨】 2 中学校の武道について
- 【質問趣旨】 中学校における武道の実施状況と研修の在り方・事故等の問題点について問う。
- 【回答要旨】
- 1 武道の実施状況について
平成29年度の県の調査では、中学校の各学年で、年間平均8時間程度武道の授業が実施されています。種目としましては、中学校17校中、柔道を実施した学校が9校、剣道を実施した学校が3校、剣道・柔道の両方を実施した学校が4校となっています。また、柔道、剣道、相撲を実施している学校が1校あります。
 - 2 指導者及び研修の状況について
武道の授業は、保健体育科の教員が行うことが前提となっています。本年度における武道を専門とする保健体育科の教員は、柔道を専門とする教員が7名で、剣道を専門とする教員が2名です。
武道の必修化にあたり、平成21年度からの3年間で、全ての保健体育科教員が県教育委員会主催の武道指導者養成研修会へ参加しました。また、保健体育科教員の多くは、大学で柔道や剣道を履修しております。
 - 3 事故などの問題点について
武道の授業中の事故の発生状況につきましては緊急搬送されるような重大な事故は発生しておりませんが、平成27年度に10件、28年度に6件の怪我が報告されています。
武道の授業については、今後も発達段階を考慮し、段階的に指導を行うことや、禁じ技を用いないなどの安全に気を配る態度を育成するなど、より一層の安全指導及び安全確保に努めなければならないと考えております。

2回目

- 【質問趣旨】 学校教育における武道の授業の意義をどのように評価しているのかを問う。
- 【回答要旨】 必修化6年目を迎えた中学校の武道の授業については、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技を習得し、簡単な攻防を行うことで、体力の向上も期待されます。
また、相手を尊重し、礼に代表される伝統的な考え方などを理解することで、自分自身を律する心を育てることもできます。このことから、武道の学習に取り組むことは、人としての望ましい自己形成の場としても意義のある学習であると考えます。今後も武道の学習を通して、心身の健全な発達の推進を図っていきたいと考えます。

- 【質問議員】 早田 耕一郎 議員
- 【質問要旨】 2 校舎改築中の児童生徒のケアについて
- 【質問趣旨】 校舎改築中の小中学校において、児童生徒が運動場などを使えないことに伴う影響についてどのように把握し、対応しているのか。
- 【回答要旨】 1 児童生徒への影響について
校舎改築工事は長期間にわたり、期間中は運動場を使えないなど教育活動が制限、変更される状況となります。

改築工事中の学校で行った生活アンケートでは「外で思いきり遊べないので楽しくない」「朝、学校に来てから外で遊べないのが残念だ」といった記述も見られており、児童生徒の心身への影響は、少なからず発生していると考えています。

一方、影響が懸念される体力については、毎年実施している「体力等に関する調査」の結果を見ても、校舎改築中の学校の児童生徒の体力が著しく低下しているという結果は出ていません。

2 改築工事に伴う対応について

改築工事を行う学校では、児童生徒への体力的、心理的影響を少しでも緩和するために、校内の遊び場や遊具スペースの確保に努めるとともに、周辺の施設等の活用も行っています。

具体的には、日吉小学校では近隣の公園を活用したり、篠山小学校では近隣の学校に要請し運動場を借用したりして、体育の授業や休み時間に体を動かすことができる場所の確保を行っています。

校舎改築については、通常の学校運営を行いながらの工事となります。児童生徒はもちろん、教職員・保護者・地域の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、引き続きご支援、ご協力をお願いします。

2回目

【質問趣旨】 今後、校外活動を増やすなどの取組を行うべきではないか。

【回答要旨】 児童生徒の体力的、心理的影響については、改築期間中の継続した配慮が必要であると認識しています。

また、校外での活動において、体を動かす時間を設定したり、体験活動を多く取り入れたりするなどの取組を、学校と連携して検討し、心身への影響をできる限り軽減するための指導助言を行っていきたいと考えています。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 3 市立小・中学校、高校での心肺蘇生教育について

【質問趣旨】 学校における心肺蘇生教育の現状と今後の取組について問う。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

学校においても救急時に対応するため、自動体外式除細動器いわゆるAEDの使用や胸骨圧迫に係る知識や経験を、児童生徒や教職員が身に付けることは必要であると考えています。

2 応急手当や心肺蘇生の学習指導要領における位置づけ

学習指導要領で小学校においては、体育科の指導内容に「けがの手当」が含まれておりますが、心肺蘇生法については取り扱われておりません。中学校では、保健体育科において「応急処置として心肺蘇生法を取り上げることや必要に応じてAEDを活用すること」、高等学校では「胸骨圧迫やAEDの使用について理解させること」が位置付けられています。

3 久留米市の実施状況

心肺蘇生法については、すべての中学校及び高等学校で学習しています。更に、授業の中で胸骨圧迫やAED操作などの実習まで行った市立学校は、小学校3校、中学校7校、高等学校1校でした。

また、教職員を対象にAEDの操作を含めた研修を行った市立学校は、小学校39校、中学校11校、高等学校2校でした。

4 今後の取組について

児童生徒に対する心配蘇生法の学習については、実際に活用できるように体験的な活動を含めた指導が必要であると考えています。今後は、消防署が実施する講習会の活用等、実習を含む学習活動ができるように情報提供や連絡調整等、学校への支援を行っていきます。

また、教職員研修を実施しながら知識理解を深めていくことで、学校での緊急事態にも、教職員がしっかりと対応できるようにしていきたいと考えています。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 1 奨学金制度拡充について

【質問趣旨】 久留米市奨学金の申請者、受給者の人数及び給付金額はどのような状況か。また、給付人数の増加を考えているか。

【回答要旨】 1 久留米市の奨学金制度の状況

久留米市奨学金は、保護者が市内に居住し、経済的理由で修学が困難な高校生等を対象としています。

今年度の応募状況は、定員85名に対し216名の応募がありました。給付額としては、公立高校で月額5千円、入学一時金として2万円を、私立高校で月の奨学金として月額7千円、入学一時金3万円を給付しています。

2 久留米市奨学金の拡充について

市奨学金につきましては、半世紀近く、生徒の進路保障に大きく貢献してきたと認識しています。平成28年度には、国の奨学給付金との併給を認める改正を行うなど、制度の充実を図っており、今後も現状どおりの支援を継続していきたいと考えています。

2回目

【質問趣旨】 久留米市奨学金の受給人数を増やせないか。また、久留米市高等学校等進学奨励金の受給資格はどうか。奨学金と進学奨励金は金額を同じにすべきではないか。

【回答要旨】 1 奨学金制度拡充について

これまで本市では、国・県の動向を踏まえつつ、独自の奨学金制度を、適宜、見直しを行いながら、充実を図ってまいりました。

給付型奨学金制度を実施している中核市は、全48市のうち、久留米市を含めて16市で、その中でも久留米市奨学金は、充実した取り組みであると考えています。

今後とも、限られた財源の中で、独自の奨学金制度を継続して実施したいと考えています。

2 久留米市高等学校等進学奨励金について

久留米市高等学校等進学奨励金は、経済・教育格差の解消を図るため、久留米市内の同和地区世帯のうち、経済的理由で進学が困難な高校生等を対象とするものです。

3回目

【質問趣旨】 少しずつでも奨学金の受給人数を増やせないか。また、進学奨励金を受給している方は同和地区の方と聞いているが、差があることはおかしい。高い方の金額に合わせるべきと考えるがどうか。

- 【回答要旨】 給付型奨学金制度を実施している中核市は、全48市のうち、久留米市を含めて16市で、その中でも入学支度金を給付している自治体は、久留米市を含めて2市のみであり、
- 国の奨学給付金との併給を認めることなどを比較しましても、中核市でも非常に高い水準の支援ができていると考えています。
- 同和地区を対象にしました久留米市高等学校等進学奨励金につきましては、国や本市の実態調査の結果を見ましても、所得格差や市平均の6.2倍に当たる生活保護受給など、格差は依然として存在し、同和地区住民の経済力が完全に是正されたとは言いがたい現状があります。この現状は教育格差にも表れており、高校への入学率の平均を見ましても、市全体が98.1%とあるのに比べて、同和地区生徒は93.3%で、4.8ポイント低くなっております。そのため同和地区生徒の進路保障を実現するための支援として奨励金制度は必要であると考えております。

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 3 児童・生徒へのSNS教育・指導について

【質問趣旨】 児童生徒のスマートフォン等の利用に関する久留米市の課題とその取組を問う。

- 【回答要旨】
- 1 久留米市の現状について
本市におけるスマートフォン等の所有率は年々増加し、平成29年度の調査結果では、小学校6年生で66.3%、中学校3年生で85.7%と全国平均よりも高い状況にあります。
また、児童生徒間ではインターネットを通じたコミュニケーションサービスいわゆるSNS等を利用した嫌がらせや誹謗中傷の書き込み、画像を不適切にインターネット上に掲載（アップロード）する事案等が発生しております。
 - 2 スマートフォン等に関する取組について
世界中の人・こと・ものつながり、双方向のコミュニケーションが簡単にできるなどの利点があるスマートフォン等を活用するためには、情報の取捨選択や真偽を見極める力、過度な使用に陥らないための自己統制力が必要です。
このため、市教育委員会では、児童生徒のスマートフォン等の利用に関する正しい知識や適切な使い方の理解が重要であると認識しています。
具体的には、小学校の社会科や中学校の技術科、道徳及び学級活動の中で、利用のルールやマナーを指導しています。
また、全ての市立学校では、SNS等の専門家を講師に招き、保護者と児童生徒の学習会を開催するなど、過剰な利用時間が及ぼす影響や不用意な書き込みの危険性等に関する理解を深めています。
更に、小中学校のPTAと市教育委員会が連携した、午後10時以降にスマートフォン等を使用しないという「×10（ばってん）ケータイ・スマホ」の取組が、牟田山中学校区をはじめ全市に広がっています。
なお今年度、屏水中学校区で長年取り組まれてきた「学校・家庭・地域が連携したスローメディアの取組」が文部科学大臣表彰を受賞しました。
このように、市教育委員会と学校・家庭・地域が一体となり、家庭でのルールづくりの啓発や、児童生徒のスマートフォン等の適切な利用に取り組んでいるところです。

2回目

【質問趣旨】 スマートフォン等の学校への持ち込みについて、その現状と今後の指導について問う。

【回答要旨】

1 学校への持ち込みの現状について

学校へのスマートフォン等の持ち込みについては、個別の事情から保護者へ連絡を取る必要があるなど、やむを得ないと判断される場合を除き原則禁止としています。

しかしながら、実際には、校内でメールや画像をやり取りしたり、画像を撮影してネット上へアップロードしたりする等の問題が報告されています。

2 今後の指導について

このような現状を踏まえ、学校では、学級活動や全校集会などの様々な機会を捉え、スマートフォン等を学校へ持ち込まないよう指導し、発見した場合は学校で預かり、保護者に返却するなどの対応を行っています。

また、家庭訪問や学級懇談会で保護者へ協力をお願いするとともに、学校だよりを配布するなどして、地域の協力を呼びかけています。

今後とも持ち込みに関する指導と併せて、スマートフォン等の安全安心な使い方やSNS等の危険性の啓発について、学校・家庭・地域と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

【質問議員】

石井 秀夫 議員

【質問要旨】

3 学校教育について (1) 児童生徒の学力について

【質問趣旨】

久留米市の児童生徒の学力はどのような状況にあるのか。

【回答要旨】

1 久留米市の児童生徒の学力の状況について

第3期久留米市教育改革プランでは「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標とし、学力の保障と向上を重点に掲げています。

本年度の全国学力・学習状況調査では、小学校で知識を問う国語Aが全国平均を上回りました。それ以外でも知識を問う算数A、活用力を問う国語Bと算数Bで全国平均との差が1ポイント以内になり、改善が見られています。

中学校は、全ての教科で昨年度より全国平均との差を縮め、総じて改善傾向は見られますが、いずれも全国平均を下回っています。

2 学力の課題について

これらの要因として、市教育委員会では、学習習慣や生活習慣の課題があると考えています。

「学校の授業以外で1時間以上学習する児童生徒の割合」は、昨年度より増加しましたが、全国平均には達していません。また、「1日にテレビやビデオを1時間以上視聴する児童生徒の割合」は、小中学校とも全国平均を上回っています。

加えて、小・中・特別支援学校では、養護及び栄養教諭を除く約1500人の正規教員のうち、平成28年度までの3年間で237人が退職しており、今後も同様の傾向が見込まれます。

このように世代交代が進み、新規採用者が増える状況の中、指導経験を基盤とする授業力にも課題があると認識しており、思考力・判断力・表現力を重視した授業の充実が図られるよう、研修による授業力の向上が必要であると考えています。

こうしたことを踏まえ、市教育委員会では、学力の保障と向上に向けて策定された学校プランの実施や、その検証と改善の徹底、地域学校協議会と連携した取組が必要であると考えています。

2回目

【質問趣旨】 学力の保障と向上に向けて、若手教員の授業力の向上をはじめとする課題に対し、どのように取り組むのか。

- 【回答要旨】
- 1 授業力の向上について
授業力の向上については、各学校に教育委員会の指導主事をより多く派遣し、授業に関する実践的な指導助言を行っています。今年度からは、授業改善に重点を置いた学習指導訪問を開始し、26校の小・中学校を訪問しました。
特に、新規採用の教員に対しては、初任者研修を始めとする法定研修や教科等の専門研修を行い、授業力の育成と共に、学力の保障と向上に向けた使命感の醸成を図っています。
また、イントラネット上で優れた指導案やデジタル教材を公開し、教員が授業改善に活用できるようにしています。
 - 2 学習習慣や生活習慣の確立について
学習習慣や生活習慣の確立については、放課後等の補充学習のほか、映像メディアに接する時間を減らすなどの取組を行っています。今後も屏水中学校区におけるスローメディアの取組など、学校・家庭・地域が連携しながら推進していきます。
 - 3 各学校における計画とその徹底について
各学校では、全国学力・学習状況調査の結果を検証し、目標達成への方策を掲げた取組計画を策定しています。
市教育委員会としましても、各学校の学力担当者に対するフォローアップのヒアリングを行うなど、計画の実施と徹底を支援していきたいと考えています。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 3 学校教育について (2) 外国語教育について

【質問趣旨】 来年度以降の外国語教育は、子どもたちの理解に配慮した授業とするために、どのような内容とするのか。

- 【回答要旨】
- 1 外国語教育の必要性
わが国では、企業の海外進出や訪日外国人の増加などの国際化が進んでいます。そのため、様々な国の人と共に過ごすことが一般的になり、英語でコミュニケーションを取る機会が増えると見込まれるため、外国語教育の必要性は一層高まるものと考えています。
 - 2 外国語教育の内容について
平成32年度から実施される学習指導要領では、小学校5・6年生の「外国語活動」を教科に変更し、年間35時間の授業を70時間に、3・4年生は「外国語活動」を新たに年間35時間行うこととなります。また、30年度と31年度を移行期間とし、5・6年生は年間50時間以上、3・4年生は年間15時間以上を先行実施することが示されています。
 - 3 子どもたちの理解に配慮した授業について
市教育委員会では、発音やリズムを体感しながら学べる英語の特性を活かして、児童が楽しみながら学習し、苦手意識を持たないようにしていきたいと考えています。
そこで、5・6年生は「聞く、話す」を重視しながら「読む、書く」へのつながりも考慮した意欲を高める授業に努め、3・4年生はコミュニケーションの楽しさを感じる学習を中心としていきます。

そのうえで、英語に触れる時間をより確保するため、平成30年度は国が示した授業時間を上乗せして5・6年生は年間53時間以上、3・4年生は年間18時間以上とし、31年度からは新学習指導要領と同じ時間とする予定です。

2回目

【質問趣旨】

外国語教育の円滑な実施に向け、小中連携の視点を含めどう取り組むのか。児童や保護者への影響に配慮すべきではないか。

【回答要旨】

1 外国語の授業の円滑な実施に向けて

市教育委員会では、新学習指導要領の実施を踏まえ、平成28年度から29年度にかけて全ての小学校教員を原則対象とし、英語の指導方法や教材の活用に関する研修を行いました。

昨年度からは小学校3校を「外国語教育推進校」とし、授業づくりや教材活用の研究成果を他の小学校に還元していくほか、くるめ版の外国語教育ハンドブックを作成して、指導上の留意点や授業モデルを示すこととしています。

また、担任と連携し授業の中で発音やイントネーションのモデルを示す外国語指導助手いわゆるALTの強化も計画しています。

更に、中学校の教員が小学校で授業を行う出前授業や、小学校で関わるALTが中学校でも原則配置されるように努めるなど、小中連携教育の視点を踏まえた取組を行う予定です。

2 児童や保護者への配慮について

新年度以降の外国語の授業については、各学校から児童や保護者へ文書を配布し、不安や疑問の解消を図ることにしています。今後も市教育委員会と学校が連携しながら、効果的な外国語教育が円滑に実施できるように努めていきたいと考えています。

平成30年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
塚本 篤行 議員	3 スポーツ振興について

(市民文化部関係)

個人

【質問議員】 塚本 篤行 議員

【質問要旨】 3 スポーツ振興について

【質問趣旨】 スポーツ振興を図るために、市民の機運醸成は重要であり、市民が一体となって応援できる甲子園大会に、市内の高校が出場することは有効な方法と考えるが、市長の考えを伺いたい。

【回答要旨】

- 1 基本的な考え方
 久留米市では、久留米市新総合計画にもありますように「心豊かな市民生活を創造するまち」として、「誰もが楽しめるスポーツ環境の充実」に取り組んでおります。
- 2 現在の取り組みについて
 今年6月オープン予定の久留米アリーナなどの新しい施設の整備・改修や市民の皆様が気軽に参加できるスポーツ教室の開催など、ハード・ソフト両面で取り組んでおります。
 特に、新規事業として、本市ゆかりのジュニアアスリートに対し、競技に専念できる環境整備の強化を図るための「トップアスリート選手強化補助金」制度を今年度より行っております。
- 3 市民のスポーツに対する機運醸成について
 市内の高校の甲子園大会出場が、市民のスポーツ振興に繋がるという議員のご提案につきましては、私としましても、市民との一体感や都市イメージ向上にも、非常に有意義なものであると認識しております。
 過去には、久留米市内の高校が春の大会5回、夏の大会6回の合計11回、甲子園大会に出場しております。特に久留米商業が準優勝となった際には、市民の皆様が選手の活躍に感動するとともに、久留米市全体が明るい雰囲気となったと伺っております。
 久留米市としましては、高校野球も含め、本市ゆかりのアスリートの活躍は、競技スポーツの振興のみならず、市民に夢や希望を与えられると認識しており、これまでの取り組みの充実・強化に努めてまいります。